

### 介護保険事務所からのお知らせ

## 平成 24 年度の介護保険料は 7 月にお知らせします

保険料基準額  
(月額)  
**5,880 円**

介護保険制度では、3 年ごとに介護保険事業計画を見直し、65 歳以上の人（第 1 号被保険者）が負担する介護保険料を決めることになっており、平成 23 年度に「第 5 期介護保険事業計画」を策定し、平成 24 年度からの新たな保険料額が決められました。

平成 24 年度から 26 年度までの保険料基準額は月額 5,880 円になります。

なお、新たな保険料の負担軽減策として、第 3 段階と第 5 段階を追加しました。これにより、基準額（第 6 段階）より低い方が約 66% となります。

平成 24 年度の確定介護保険料額と納付方法は 7 月中旬にお知らせします。

### 【保険料上昇の主な要因】

- ①介護保険施設や在宅サービスの充実、サービス利用者の増等に伴う介護給付費の増加  
平成 21 年度～平成 23 年度 約 384 億円  
→ 平成 24 年度～平成 26 年度 約 464 億円（見込み）
- ②介護保険制度改正による 65 歳以上の人の介護保険給付費の負担割合の増加  
平成 21 年度～平成 23 年度 給付費の 20%  
→ 平成 24 年度～平成 26 年度 給付費の 21%
- ③介護報酬の増額改定 → 約 1.2% のアップ

### 【第 1 号被保険者の介護保険料】

段階	区分（平成 24 年度の住民税課税状況）	保険料（年額）	
第 1 段階	生活保護を受給している方か、住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	35,280 円	基準額 × 0.5
第 2 段階	住民税非課税世帯で本人の前年の〔合計所得金額 + 課税年金収入額〕が 80 万円以下	35,280 円	基準額 × 0.5
第 3 段階	住民税非課税世帯で本人の前年の〔合計所得金額 + 課税年金収入額〕が 120 万円以下	44,100 円	基準額 × 0.625
第 4 段階	住民税非課税世帯で、第 1 ～ 3 段階に該当しない方	52,920 円	基準額 × 0.75
第 5 段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の〔合計所得金額 + 課税年金収入額〕が 80 万円以下	61,740 円	基準額 × 0.875
第 6 段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、第 5 段階に該当しない方	70,560 円	基準額
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円未満	88,200 円	基準額 × 1.25
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 320 万円未満	105,840 円	基準額 × 1.5
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上	123,480 円	基準額 × 1.75

※介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度であり、介護保険料はこの制度を支える大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●問合せ / 〒 014-0805 大崎市高梨字田茂木 10 番地（大崎市役所 仙北支所内）  
介護保険事務所 保険指導班 ☎ 0187-86-3911

## ふれあいの川美化事業 自治会等へ草刈り等を 委託する制度のお知らせ

県では、県民の皆様とパートナーシップを組みながら、行政サービスの向上を図っていきたくと考えています。

自治会等の地域の団体が自分たちの住むまちの、県の管理する河川を自ら美しく大切にさせていただくために、県が自治会等に草刈りを委託する制度が平成 17 年から設けられました。

ご希望の団体は、あらかじめ仙北地域振興局建設部の草刈り区域図、草刈り面積等をご参考のうえ、7 月 31 日までに、「草刈り作業実施申出書」を地域振興局建設部に提出してください。（期日以降のお申し出は地域振興局建設部にご相談ください）

- 実施面積 / 1,000 m<sup>2</sup>以上 ●申込可能団体 / 自治会、婦人会等の地域住民団体、ボランティア団体等 ●委託料 / 1,000 m<sup>2</sup> = 22,120 円（200 m<sup>2</sup> 増毎に 2,200 円加算）※処分費が必要な場合は別途協議
- 【公募河川】 院内川、才津川、山谷川、玉川（押切・生保内）、入見内川、桧木内川
- 問合せ / 仙北地域振興局建設部 工務課 ☎ 0187-63-8127

## 善意 ありがとうございます

- 4 月受付分（敬称略）  
【仙北市社会福祉協議会へ】
- 太田茂（岩瀬）
- 茶たての清水を守る会  
会長 青柳征

## 「東雲クラブ」からの お知らせ

角館地区の単位老人クラブ「東雲クラブ」では、公民館の協力を得て、旧東小学校のグラウンドを整備し、常設のグラウンドゴルフ場として 4 コースを使用し、活動を行っています。このグラウンドゴルフ場を皆さんにも活用していただきたいと思っておりますので、ご利用になりたい方は下記までご連絡ください。

- 期間 / 4 月～11 月 ●時間 / 9:00～15:00 ●問合せ / 東雲クラブ会長 加藤武尚 ☎ 55-2291

## 平成 24 年度 排水設備工事責任技術者 資格認定試験

平成 24 年度排水設備工事責任技術者資格認定試験を次のとおり実施します。

- 申込受付期間 / 7 月 2 日（月）～7 月 13 日（金） ●受験講習会 / 9 月 28 日（金） 9:30～15:30 ●資格認定試験 / 11 月 2 日（金） 10:00～12:00 ●受験講習会・資格認定試験会場 / 会場名「秋田県 JA ビル」（秋田市八橋南二丁目 10-16） ●申込方法 / 仙北市下水道課（西木庁舎 2 F）に備付の用紙でお申し込みください。※申請書は秋田県下水道協会の HP からダウンロードできます。（6 月下旬頃掲載予定） <http://www.gs-akita.com> ※仙北市下水道課による申込用紙の備付は 6 月中旬以降の予定です。来庁の前に電話でご確認ください。 ●受講・受験手数料 / 6,000 円（受講、受験票、講習用テキストについては、申込受付後、郵送で 8 月上旬頃に送付） ●問合せ / 秋田県下水道協会事務局 ☎ 018-864-1427

## 平成 24 年 4 月 1 日 仙北市暴力団排除条例施行 暴力団排除はみんなの力で！

仙北市は、市内から暴力団を排除し、市民の安全確保と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に暴力団排除条例を施行しました。

暴力団は、様々な形で、市民・事業者の皆さんの市民生活や事業活動に介入し、安全を脅かします。近年では、組織の実態を隠し企業活動を装うなど不透明化を加速させています。

みんなで、暴力団排除活動に取り組みましょう。

- ◆市の責務 / 市は、市民等の協力を得るとともに、警察など関係機関と連携を図りながら暴力団排除活動に関する施策を推進します。
- ◆市民等の責務 / 市民・事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、または警察に情報提供するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。
- ◆市民・事業者への支援 / 市は、市民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供等の支援を行います。
- ◆市の事務事業における措置 / 暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、公共工事等の入札に参加させないなど、市の事務事業から排除します。
- ◆市の施設利用の拒否 / 市の施設の利用の目的や内容が、暴力団の活動を助長し、または運営に資すると認められる場合は、利用を拒否します。

- 問合せ / 環境防災課 ☎ 43-3308 仙北警察署 刑事課 ☎ 53-2111